

公立大学法人首都大学東京役員報酬規則の改正について

1 報酬水準の決定について

法人における役員報酬は、都の指定職給料表をベースとして年収換算することで設計されている。
地方独立行政法人法第56条第1項で準用する第48条第3項において、「報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、…(中略)…を考慮して定めなければならない。」と規定されている。
人事院及び都人事委員会勧告で期末・勤勉手当(賞与)の引上げ勧告を行っており、法人においても役員報酬について見直しを行う。

2 報酬改定の具体案

【常勤役員(年俸額)】(単位:円)

(現行)

法人役員報酬		【参考】都指定職		
号給	年俸額	号給	月額	年額換算
1号	14,103,000	1号	706,000	14,103,762
2号	15,202,000	2号	761,000	15,202,497
3号	16,341,000	3号	818,000	16,341,186
4号	17,879,000	4号	895,000	17,879,415
5号	19,277,000	5号	965,000	19,277,805
6号	20,676,000	6号	1,035,000	20,676,195
		7号	1,107,000	22,114,539

(H29.4.1施行)

法人役員報酬改定後		【参考】都指定職改定後		
号給	年俸額	号給	月額	年額換算
1号	<u>14,223,000</u>	1号	706,000	14,223,076
2号	<u>15,331,000</u>	2号	761,000	15,331,106
3号	<u>16,479,000</u>	3号	818,000	16,479,428
4号	<u>18,030,000</u>	4号	895,000	18,030,670
5号	<u>19,440,000</u>	5号	965,000	19,440,890
6号	<u>20,851,000</u>	6号	1,035,000	20,851,110
		7号	1,107,000	22,301,622

年額換算は、以下の計算方法による。
・(給料月額+地域手当(20%))×12月
・期末手当1.40月・勤勉手当1.90月

年額換算は、以下の計算方法による。
・(給料月額+地域手当(20%))×12月
・期末手当1.40月・**勤勉手当2.00月**

【非常勤役員(月額)】(単位:円)

(現行)

現行	
職	月額
理事	34,800
監事	31,300

(30.4.1施行)

報酬改定後		
職	改定額	端数処理後
理事	35,095	35,100
監事	31,565	31,600

常勤役員報酬の平均改定率(1.008)を適用

～ 参 考 ～

<地方独立行政法人法(平成15年7月16日 法律第118号)【抜粋】>

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 (略)